

三木町版持続化給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けて業況が悪化している事業者の実情に鑑み、緊急的かつ臨時的な措置として三木町版持続化給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることにより、事業者の事業の継続を下支えするとともに、地域の経済対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は事業を行う個人をいう。

(対象者)

第3条 給付金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和2年4月1日時点において本町に住民登録を有し、申請時点においても引き続き居住している個人事業者又は町内に事業所を有する法人
- (2) 令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 令和2年1月から同年7月までの間のいずれかの月において、最も売上げが減少した月の事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少し、かつ、同月で10万円以上減少していること。
- (4) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がないもの
- (5) 国の持続化給付金の不交付要件に該当しないこと。

(給付金の額等)

第4条 町長は、1事業者につき10万円を交付するものとする。

2 給付金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(給付金の交付申請及び請求)

第5条 給付金の交付を受けようとする第3条に該当する者(以下「申請者」という。)は、令和2年6月11日から同年9月30日までに三木町版持続化給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業を営んでいることがわかる書類
 - ア 法人の場合 法人登記簿謄本の写し
 - イ 個人事業者の場合 営業許可書等の写し

(2) 前年の月間事業収入等がわかる書類

ア 法人の場合 確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)の写し及び法人事業概況説明書の両面の写し、法人町民税申告書第二十号様式の写し

イ 個人事業者の場合 確定申告書第一表等の写し

(3) 売上げが減少した月の事業収入がわかる書類(売上台帳等)の写し

(4) 給付金の振込口座の通帳等の写し

(5) 誓約書(様式第4号)

(給付金の交付決定)

第6条 町長は、給付金の交付の申請があったときは、速やかに提出された書類を審査して交付又は不交付決定し、交付すると決定した場合にあっては三木町版持続化給付金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した場合にあっては三木町版持続化給付金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第7条 給付金は、申請書に記載のある金融機関の口座に振り込むものとする。

(給付金の返還)

第8条 町長は、給付金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた者に対し、交付を行った給付金の返還を求めらるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金交付事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。